

岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の譲渡に関する募集要領

1 趣旨

岩倉市が設置する岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家（以下「希望の家」という。）は、青少年が集団宿泊生活、天体観測、野外活動等を通じて、自然に親しみ、豊かな情操と健全な心身の育成を図ることを目的として昭和 61 年 7 月にオープンし、平成 21 年 4 月からは指定管理者制度等により管理運営を行ってきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化に伴い、市税収入の減少、社会福祉関係費の増大といった厳しい財政状況が見込まれると同時に、公共施設の利用需要への変化に対応するため、平成 29 年 1 月に「岩倉市公共施設総合管理計画」を策定（令和 4 年 3 月一部改訂）し、今後 40 年間で公共施設の延床面積を約 13% 削減することを目標に掲げました。また、平成 31 年 3 月に策定（令和 4 年 3 月一部改訂）した「岩倉市公共施設再配置計画」において、希望の家は民間事業者等への譲渡を検討することとしました。

今回、これらの計画に基づき、希望の家の民間譲渡を行うもので、この要領は、譲渡するのにふさわしい民間事業者等を公募するに当たり、必要な事項を定めたものです。

2 募集にあたって

この要領で定める譲渡の条件を遵守し、希望の家の有効かつ長期活用と地域の医療施設、社会福祉施設等と密接に連携することができる民間事業者等を募集します。

(1) 対象施設の名称

岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家

(2) 募集方法

公募型プロポーザル

(3) 譲渡時期

令和 7 年 6 月 2 日以降で、所有権移転登記完了後

(4) 応募資格

応募に当たって、次の条件をすべて満たす事業者若しくは団体又は複数の事業者・団体等で構成される共同事業体（以下「事業者等」という。）とし、事業者等の主たる所在地については、愛知県、岐阜県及び三重県内とします。

ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）を経営又は経営を予定している事業者等で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 14 号における愛知県開発審査会基準第 18 号に規定する社会福祉施設へ用途変更を行うた

め、同法第 43 条の許可を受けることができ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 87 条の規定による用途変更の確認申請手続に係る確認済証、検査済証等の交付を受けることができる者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申し立てがなされていない者（手続開始決定後、資格の再認定を受けたものを除く。）

エ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

オ 雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業者となったことについて関係機関に届出を行っていること（ただし、届出を行う義務のない方を除く。）。

カ 岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 9 月 27 日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその構成員を役職とする事業者でないこと。

ク この要領に記載する譲渡の条件を遵守する者であること。

(5) スケジュール（予定）

ア 募集要領の配付	令和 6 年 5 月 7 日(火)～令和 6 年 9 月 24 日(火)
イ 現地内覧会参加申込書の提出	令和 6 年 5 月 7 日(火)～令和 6 年 8 月 23 日(金)
ウ 現地内覧会の開催	令和 6 年 6 月 14 日(金) 令和 6 年 7 月 12 日(金) 令和 6 年 8 月 30 日(金)
エ 参加意向確認書の提出	令和 6 年 5 月 7 日(火)～令和 6 年 9 月 6 日(金)
オ 質問の受付及び回答	令和 6 年 5 月 7 日(火)～令和 6 年 9 月 3 日(火)
カ 質問の回答	令和 6 年 9 月 6 日(金)まで
キ 応募申込書類の提出	令和 6 年 9 月 9 日(月)～令和 6 年 9 月 24 日(火)
ク 譲渡先候補者の審査・選定日	令和 6 年 10 月 4 日(金)
ケ 結果の公表	令和 6 年 10 月 7 日(月)
コ 仮契約	令和 6 年 11 月初旬
サ 市議会への議案提出	令和 6 年 12 月 2 日(月) ※予定
シ 本契約	岩倉市議会における議決後速やかに
ス 引渡し	令和 7 年 6 月 2 日(月)以降で、所有権移転登記完了後

3 譲渡の条件

(1) 譲渡施設等について

譲渡施設等に関する事項は下記のとおりです。

ア 建物に関すること

(ア) 社会福祉施設へ用途変更を行うための都市計画法第 43 条の許可を受け、譲渡の日から起算して 10 年間は社会福祉事業を営営することを条件として、次の建物（附属設備を含む。）を無償で譲渡します。

概 要	
所在地	岩倉市川井町江崎 3819 番地 1
建設年月	昭和 61 年 6 月
構 造	希望の家：鉄筋コンクリート造 2 階（一部 3 階） 自転車駐車場：鉄骨造平屋
建築面積	希望の家：701.510 m ² 自転車駐車場：56.00 m ²
延床面積	希望の家：978.288 m ² 自転車駐車場：56.00 m ²
施設内容	<p><希望の家></p> <p>1 階 (1) 研修室 1、研修室 2 (2) 調理室 (3) 宿直室 (4) 事務室 (5) 湯沸室 (6) 便所（男子、女子、多目的便所各 1 箇所） (7) ボイラー室 (8) 外部倉庫</p> <p>2 階 (1) 和室 A、和室 B (2) 浴室、脱衣室（男子、女子各 1 箇所） (3) 便所（男子、女子、多目的便所各 1 箇所） (4) 洗面室 (5) 倉庫 (6) 屋上テラス</p> <p>3 階 (1) 観測ドーム (2) 収納庫 (3) 準備室 (4) エレベーター機械室 (5) 屋上テラス</p> <p><自転車駐車場></p>

<p>約 40 台収容</p> <p>< 駐車場 ></p> <p>7 台収容 (自転車駐車場北側 3 台、敷地内通路 4 台)</p> <p>< 附属設備 ></p> <p>エレベーター設備、ボイラー設備、空調設備、浄化槽設備</p> <p>天体望遠鏡</p> <p>※参照：13 敷地平面図 (14 ページ)、14 施設平面図 (15～17 ページ)</p>

(イ) 事業を実施する上で必要となる改修等は、岩倉市議会での関連議案の議決を経て、岩倉市が契約者と決定した者 (以下「譲渡先事業者等」という。) の責任で行うこととします。

(ウ) 譲渡する建物は現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵について、岩倉市は一切の責任を負いません。ただし、陶芸窯棟、冷温水発生機、クーリングタワー、冷温水発生機及びクーリングタワーの目隠し壁、アマチュア無線塔及びプレハブ倉庫については、譲渡前までに岩倉市の負担で撤去します。

(エ) 建物の使用を中止し、事業を実施しなくなった場合は、土地無償貸付契約書 (締結予定) に基づき、譲渡先事業者等は自己の負担において建物をすべて取壊すものとし、浄化槽を除く。

イ 土地 (土地の定着物を含む。) に関する事

(ア) 次の土地を無償で貸付けます。

概 要	
所在地	岩倉市川井町江崎 3819 番 1 外
敷地面積	3,350.54 m ² (実測値)
用途地域	市街化調整区域
所有者	岩倉市
※参照：12 位置図 (12 ページ)、13 敷地平面図 (13 ページ)	

(イ) 土地の無償貸付期間は、譲渡物件の譲渡の日から起算して 10 年間とします。無償貸付期間経過後の条件等については、期間満了前に岩倉市と協議し、決定するものとし、

(ウ) 土地の用途又は形状の変更及び土地上への新たな施設等の建設又は設置など、岩倉市の承諾なく、これを行うことはできないものとし、

(エ) 希望の家南側の樹木については、譲渡前までにすべて岩倉市の負担で撤去します。

(オ) 建物の使用を中止し、事業を実施しなくなった場合は、土地無償貸付契約書 (締結予定) に基づき、譲渡先事業者等は自己の負担において土地を更地にして返還するものとし、

(2) 備品に関する事

譲渡物件において岩倉市が所有する備品については、譲渡前までにすべて岩倉市の負担で撤去します。

(3) その他の譲渡の条件

ア 用途の制限

(ア) 譲渡先事業者等は、(1)に規定する財産を譲渡物件の譲渡の日から起算して10年間は、公募型プロポーザルで岩倉市に提出した事業計画書の内容に基づく用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならないものとします。ただし、合理的な理由により指定用途を変更する必要が生じ、岩倉市の承認を得たときはこの限りではありません。

(イ) 譲渡後、速やかに社会福祉施設としての営業を開始してください。改修等を行う場合など、一定の期間を要する場合には、岩倉市と協議を行うものとします。

イ 所有権移転の制限

(ア) 譲渡先事業者等は、(1)に規定する財産を譲渡物件の譲渡の日から起算して10年間は、所有権移転できないものとします。ただし、合理的な理由により、第三者に所有権移転する必要が生じ、岩倉市の承認を得た場合はこの限りではありません。

(イ) 第三者に譲渡する場合には、2(4)に規定する応募資格をすべて満たす事業者等とします。

ウ 譲渡条件の違反に伴う土地の返還

(ア) 譲渡先事業者等が譲渡の条件に違反した場合は、岩倉市は土地の返還を求めることができるものとします。

(イ) (ア)により岩倉市が土地の返還を求めた場合、譲渡先事業者等は自己の負担において譲渡施設等をすべて取壊し（浄化槽を除く。）、土地を更地にして返還するものとします。ただし、岩倉市が譲渡施設等を取壊すことが適当でないと思えたときは、現状のまま返還することができるものとします。

エ 実地調査

アからウまでについて、岩倉市が必要と認めるときは実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、それに対し譲渡先事業者等は協力しなければなりません。

オ 譲渡関係費用等

所有権移転の手続きは、譲渡契約を締結し、譲渡先事業者等が都市計画法第34条第14号における愛知県開発審査会基準第18号に規定する社会福祉施設へ用途変更を行うための同法第43条の許可を受けた後、岩倉市が行います。登記に必要な書類は、岩倉市へご提出ください。なお、譲渡契約書及び土地貸付契約書（岩倉市保管のもの各1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許

税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、譲渡先事業者等の負担とします。

また、都市計画法、建築基準法などの各種法手続は、譲渡先事業者等が行い、各種法律に適合した建築物に改修することとし、そのために必要な一切の費用は、譲渡先事業者等の負担とします。

カ 契約の解除

譲渡先事業者等が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて岩倉市から催告の上、契約を解除することができものとします。

キ その他

都市計画法第 43 条の許可申請を行う際の申請敷地の範囲及び面積については、岩倉市と譲渡先事業者等が協議し、既存の建物規模に応じた敷地規模に岩倉市が分筆した後、申請するようにしてください。

4 応募の手続き

(1) 募集要領の配付

ア 配付期間

令和 6 年 5 月 7 日(火)から令和 6 年 9 月 24 日(火)まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 配布場所

岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループ（岩倉市役所 6 階）

ウ 配布方法

配布場所に来所してください。郵送での配布は行いません。

なお、岩倉市のホームページからは、配布期間中であれば、いつでもダウンロードすることができます。

(2) 現地内覧会の開催

譲渡施設等の現地内覧会を事前申込制で下記のとおり開催します。

ア 開催日時及び場所

日時 令和 6 年 6 月 14 日(金) 午前 10 時から午後 4 時まで

令和 6 年 7 月 12 日(金) 午前 10 時から午後 4 時まで

令和 6 年 8 月 30 日(金) 午前 10 時から午後 4 時まで

場所 岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家

イ 申込方法

現地内覧会参加申込書（様式第 10）に必要事項を記載の上、岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループへ F A X 又は電子メールにより送付してください。

また、申込書送付後、必ず電話にて到達確認（平日（日曜日、土曜日及び祝日

を除く。)の午前8時30分から午後5時まで)をしてください。

ウ 申込期間

令和6年5月7日(火)から令和6年8月23日(金)まで

エ その他

- (ア) 現地内覧会参加の有無は、選定には一切影響ないものとします。
- (イ) 現地内覧会には、配布又はダウンロードした要領等の資料を印刷してご持参ください。当日は、説明用資料を用意いたしません。
- (ウ) 参加人数については、1事業者3人までとします。
- (エ) 現地内覧会では質問は受け付けないこととします。

(3) 参加意向確認書の提出

譲渡先候補者の審査・選定(プレゼンテーション及びヒアリング)に当たり、日程調整等準備の必要性から、この募集への参加意向を把握させていただくため、下記のとおり参加意向確認書を提出してください。

ア 提出方法

参加意向確認書(様式第11)に必要事項を記載の上、岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループへFAX又は電子メールにより送付してください。

また、確認書送付後、必ず電話にて到達確認(平日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで)をしてください。

イ 提出期間

令和6年5月7日(火)から令和6年9月6日(金)まで

ウ その他

- (ア) 参加意向確認書提出の有無は、選定には一切影響ないものとしませんが、上記趣旨をご理解いただき、可能な限り提出をお願いします。
- (イ) 参加意向確認書提出後、事情により応募しないことになった場合、そのことにより岩倉市から不利益な扱いを受けることは一切ありません。

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付方法

質問書(様式第12)に必要事項を記載の上、岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループへ電子メールにより送付してください。

また、質問書送付後、必ず電話にて到達確認(平日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで)をしてください。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

イ 質問受付期間

令和6年5月7日(火)から令和6年9月3日(火)まで

ウ 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、岩倉

市のホームページで回答を公開します。また、最終回答は、令和6年9月6日(金)までにホームページに掲載するものとします。なお、質問者名の公表は行いません。また、回答が遅れる場合は、別途連絡します。

エ その他

建築基準法の用途変更に関することは、愛知県建築局建築指導課確認第一グループ（電話 052-961-9720）又は愛知県内を業務区域とする指定確認検査機関にお問い合わせください。

(5) 応募申込書類の提出

ア 提出方法

持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送の場合には、簡易書留郵便により、受付期間・受付時間内に必着しなければならないものとします。

イ 受付期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月24日(火)まで

※持参の場合は、平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までをお願いします。

※郵送の場合は、令和6年9月24日(火)午後5時必着とします。

ウ 受付場所

岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループ（岩倉市役所6階）

エ 提出書類の部数

正本1部、副本12部（副本は写しで可）

オ 提出書類

(ア) 岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家譲渡応募申込書（様式第1）

(イ) 事業者等の概要書（様式第2）

(ウ) 事業計画書（様式第3）

(エ) 収支計画損益計算書（様式第4）令和7年度から令和16年度までの10年分

(オ) 投資計画書及び資金調達計画書（様式第5）

(カ) 誓約書（様式第6）

(キ) 応募事業者等の定款の写し

(ク) 応募事業者等の登記事項証明書

・法人 登記簿謄本

・商号登記している個人 商号登記簿謄本

・商号登記していない個人 身分証明書及び登記されていないことの証明書

(ケ) 応募事業者等の直近3か年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細があるもの）及び株主資本等変動計算書

(コ) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税の納税証明書

カ 共同事業体での応募における留意事項

共同事業体により応募する場合には、下記の点にご留意ください。

- (ア) 代表となる事業者・団体を1者に定めてください。
- (イ) 上記「オ 提出書類」の(キ)から(ク)までの書類は、共同事業体を構成するすべての事業者・団体分を提出してください。
- (ウ) 上記「オ 提出書類」に加え、次の書類を提出してください。
 - ・共同事業体構成員申請書（様式第7）
 - ・委任状（様式第8）

キ 応募の辞退

応募申込書類を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第9）を提出してください。

ク その他

- (ア) 事業計画書の提出は、1団体につき1案とします。
- (イ) 応募申込書類は、理由を問わず返却しません。
- (ウ) この要領に定める書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求められます。
- (エ) 提出された応募申込書類がこの要領に定めるとおり揃っているかを岩倉市において確認し、不備・不足があった場合には、受付期間中に限り、必要に応じて不備・不足書類等の提出を求めます。
- (オ) 受付後、提出された書類等の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- (カ) 書類等の作成及び提出に要する経費や応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。
- (キ) 応募申込書類については、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報を除き、岩倉市情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。
- (ク) 応募申込書類に記載されている個人情報は、譲渡先選定作業以外には使用しません。
- (ケ) 応募申込書類の提出に当たっては、都市計画法第43条の用途変更など、必ず関係機関と各種許認可について協議した上で提出してください。また、各関係機関への相談などにつきましては、時間に余裕をもって行うようにしてください。

(6) その他

既存建物の図面等が必要な場合は、貸与します。貸与を希望される場合は、事前に岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループにお問い合わせいただき、貸与図面、借用期間、返却日などを調整してください。なお、図面等の貸与を受ける場合は、図面等借用書（様式第13）を持参、FAX又は電子メールにより提出の上、指定の日時まで返却するようにしてください。

5 譲渡先候補者の審査・選定

(1) 選定方法

選定に当たっては、岩倉市公共施設等総合管理計画推進本部（以下「推進本部」という。）において、応募事業者等を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、応募申請書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により評価し、譲渡先候補者及び次点者を選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 推進本部会議の開催時期及び場所

期日 令和6年10月4日(金)

場所 岩倉市役所7階大会議室（予定）

※対面での開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの拡大状況等によっては、オンラインでの開催とする場合があります。

※集合時間等の詳細については、令和6年9月27日(金)までに応募者に個別にご連絡します。

イ 所要時間

プレゼンテーション 25分以内、ヒアリング 25分程度

ウ その他

(ア) 出席人数は説明者を含めて応募者当たり3名以内とします。

(イ) プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外します。

(ウ) プレゼンテーションに要するパソコン及びプロジェクター、スクリーン等の機器は岩倉市で準備しますが、パソコンは持ち込みも可としますので事前に岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループの担当者と打ち合わせください。

(3) 審査項目及び評価内容

審査は、プロポーザル選定基準（別紙1）に基づき総合的に評価します。

(4) 譲渡先候補者の決定

ア 譲渡先候補者の選定

(ア) 上記審査項目について、応募申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、プロポーザル選定基準に基づき推進本部委員が評価・採点し、総評価点が最高得点の者を譲渡先候補者とし、それに次ぐ得点者を次点者とします。

(イ) プロポーザル採点結果において、各審査項目の全推進本部委員の審査点合計の平均点が6割に満たない場合は、譲渡先候補者として採用しないものとします。

(ウ) 最高得点の者が複数の場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、

順位を決定します。再審査においても複数の同点者が生じた場合は、各推進本部委員の協議によって順位を決定します。

イ 審査結果の通知

決定後、速やかに応募者に選定結果を通知します。また、選定結果は、岩倉市のホームページでも公表します。

6 譲渡の相手方の決定について

市長は、推進本部が選定した譲渡先候補者を譲渡の相手方（以下「譲渡予定事業者等」という。）とします。

ただし、譲渡予定事業者等に事故等があり譲渡が不可能となった場合は、次点者を譲渡予定事業者等とします。

7 仮契約の締結について

譲渡予定事業者等が決定した場合、建物の無償譲渡仮契約及び土地の使用貸借仮契約を直ちに締結します。

8 本契約の締結等について

- (1) 今回の建物譲渡及び土地使用貸借に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づく岩倉市議会の議決が必要となります。議会議決をもって仮契約から本契約に移行するものとします。
- (2) 岩倉市議会への議案の提出は、譲渡予定事業者等決定後、直近の議会に提案する予定です。（令和 6 年 12 月定例会を予定しています。）
- (3) 議会の議決を得られなかった場合には、譲渡等ができないこととなりますが、岩倉市は一切の賠償責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約の解除について

譲渡先事業者等が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除するものとします。この場合において、譲渡先事業者等は岩倉市が指定する期日までに譲渡された建物等を原状回復し、返還するものとします。ただし、岩倉市が原状回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではありません。

- (1) 3 に規定する譲渡の条件やその他契約事項に違反したとき
- (2) 岩倉市が指定する期日までに契約を履行しないとき又は譲渡先による施設運営を継続することができないと認められるとき
- (3) 応募時に誓約した事項に虚偽の申告があったとき
- (4) 譲渡先事業者等が譲渡契約の締結後において次のいずれかに該当するに至ったとき

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員を役職員とする事業者

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその構成員を役職員とする事業者

10 その他の留意事項

- (1) 譲渡後、固定資産税が課税されますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 不動産取得税、登記に要する費用など、仮契約、本契約の際に必要な経費は譲渡先事業者等の負担となります。また、都市計画法、建築基準法などの各種法手続や各種法律に適合した建築物とするために必要な改修経費等は、譲渡先事業者等の負担となります。
- (3) 指定用途の履行状況を確認するため、岩倉市が必要と認めるときは、実地調査を行うこととします。
- (4) 岩倉市が必要と認めるときは、利用者数や決算状況など、情報提供を求める場合があります。
- (5) 審査に係る電話等での問い合わせには応じません。
- (6) 審査に対する異議の申し立てはできないこととします。

11 問い合わせ先及び応募申請書類の提出先

岩倉市健康こども未来部こども家庭課保育グループ（担当：佐久間、岸）

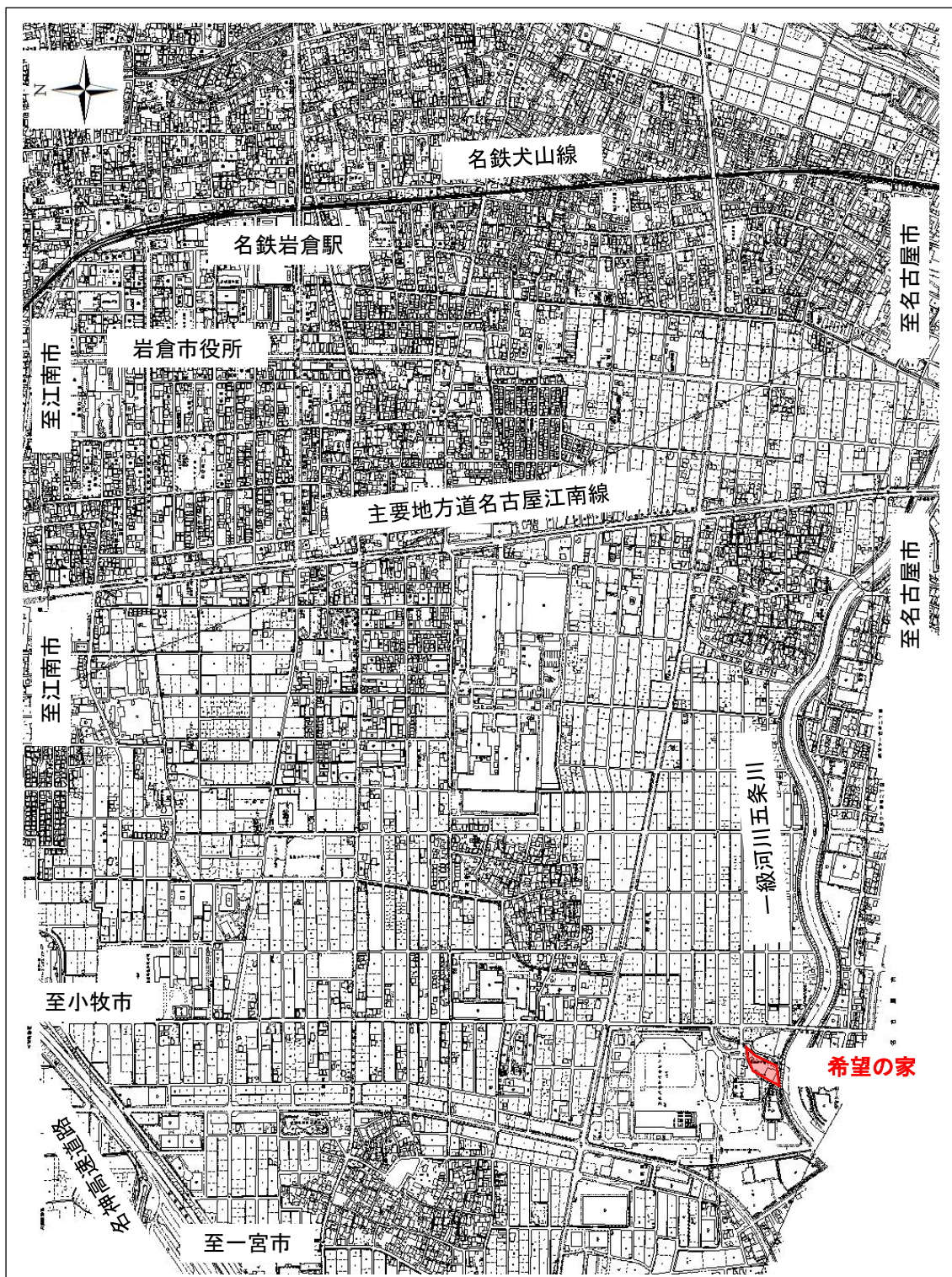
〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地

電 話 0587-50-0372（直通）

F A X 0587-66-6380

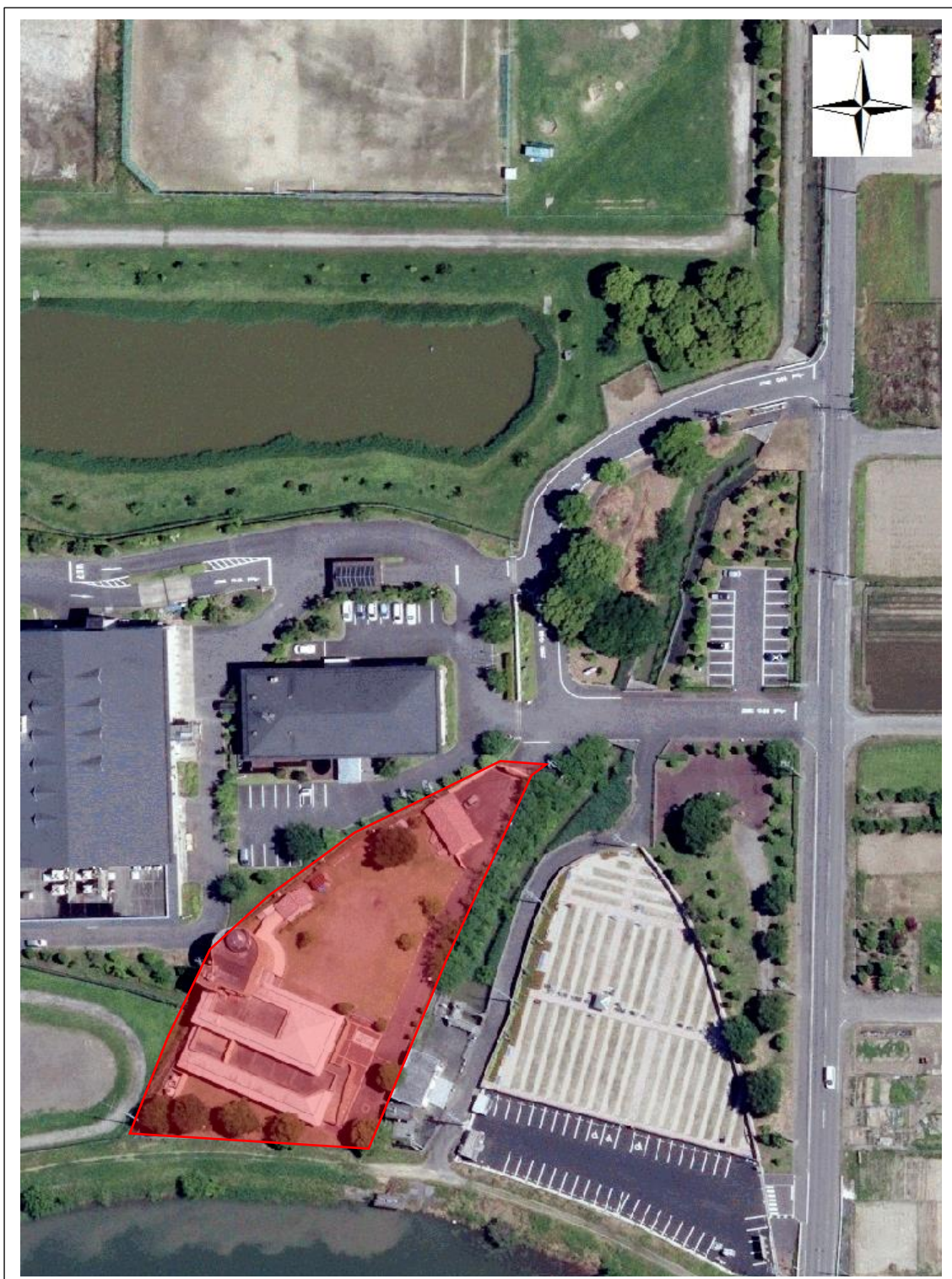
電子メール kodomokatei@city.iwakura.lg.jp


12 位置図



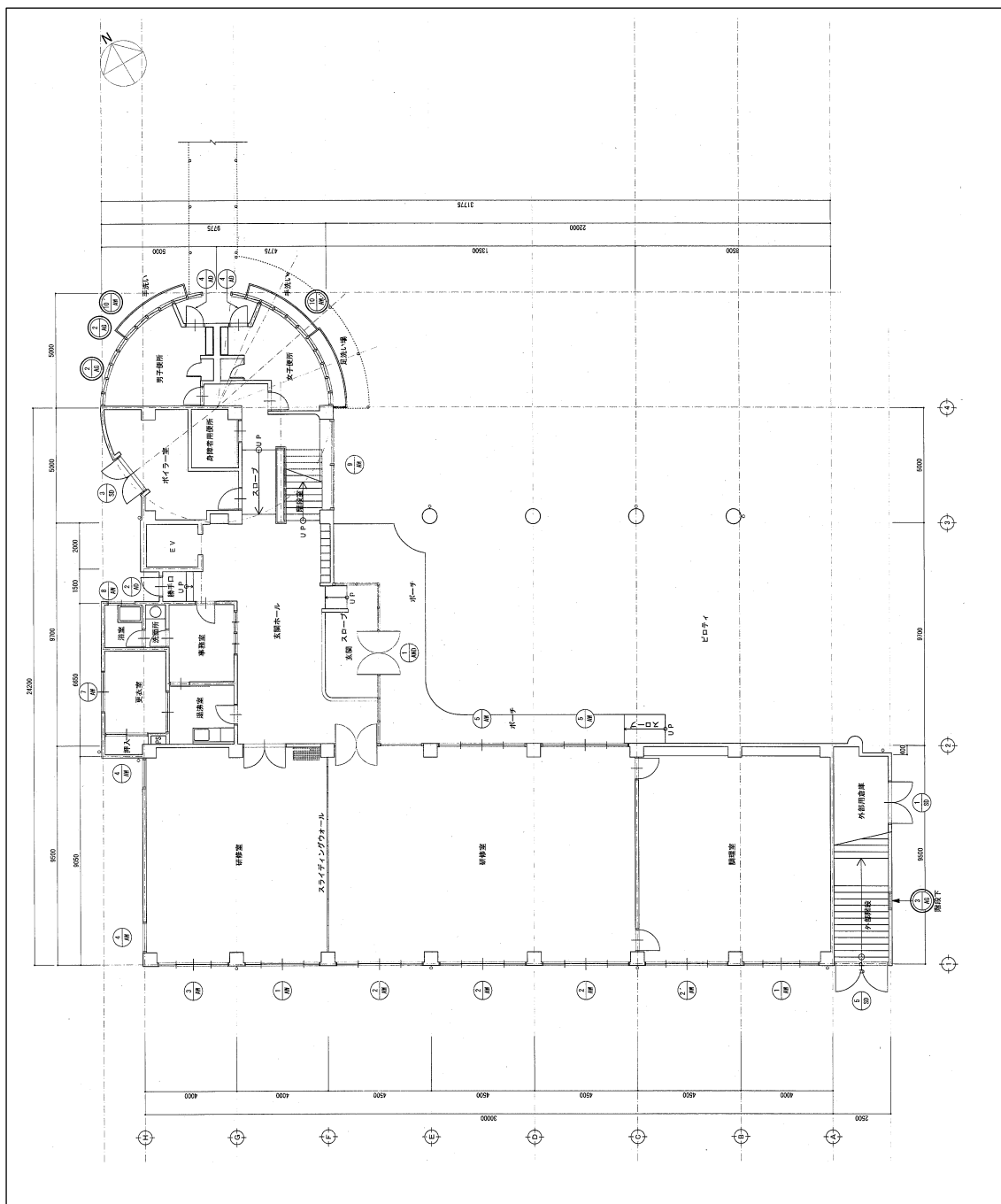
岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家

13 敷地平面図

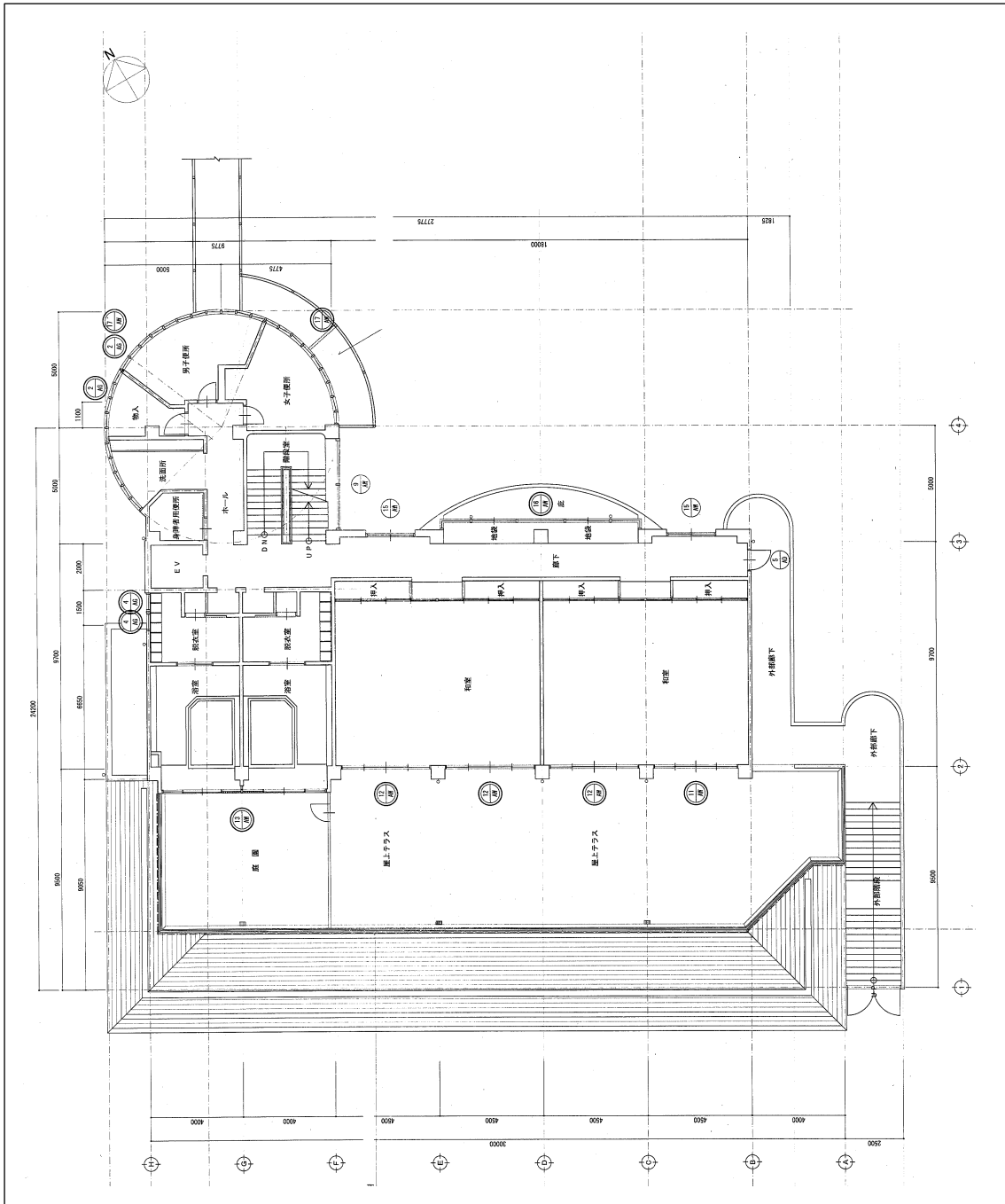


 敷地範囲（無償貸付範囲）

14 施設平面図



【1階 平面図】



【2階 平面図】

15 施設現況写真

○施設入口



○自転車駐車場



○自転車駐車場



○建物外観



○建物入口



○ピロティ



○玄関ホール



○玄関ホール



○研修室 1



○研修室 1



○研修室 2



○研修室 2



○調理室



○調理室



○エレベーター



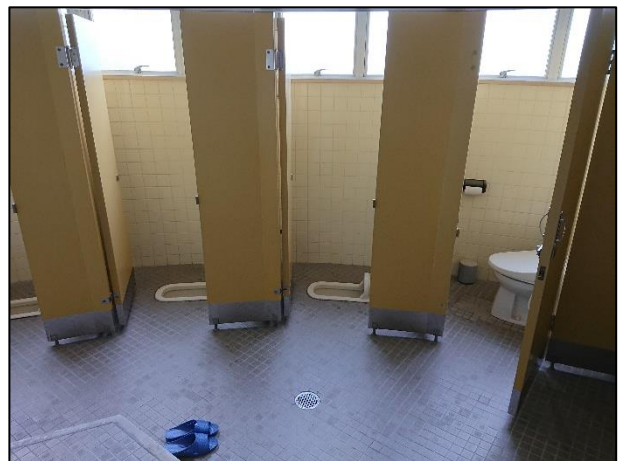
○多目的便所



○男子便所



○女子便所



○浴室入口



○脱衣室



○脱衣室



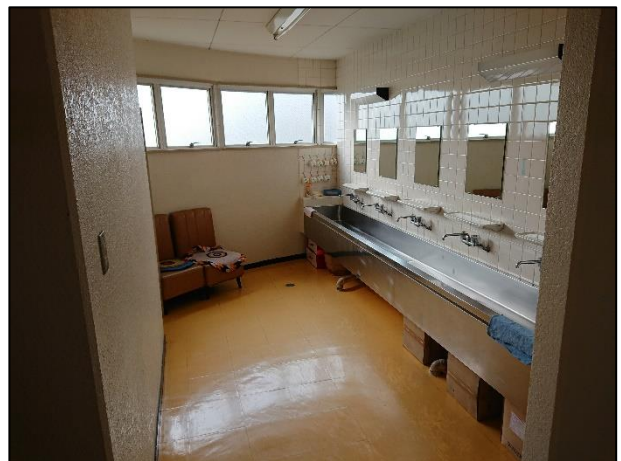
○浴室



○浴室



○洗面所



○和室



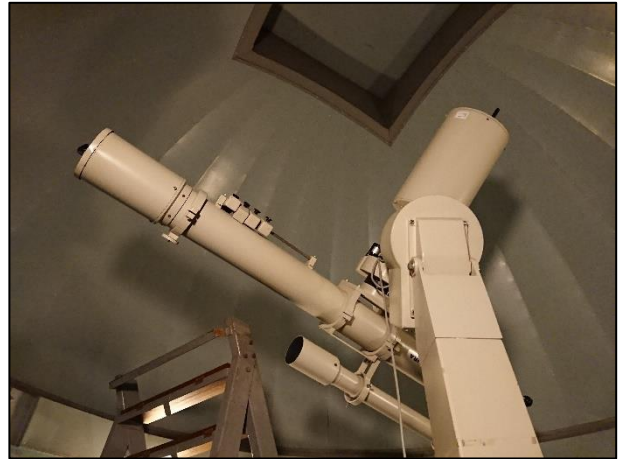
○和室



○屋上テラス



○天体望遠鏡



○天体望遠鏡



○屋上テラス



○広場



○陶芸窯



○陶芸窯



○陶芸窯



○外部手洗い

